

## 国営明石海峡公園における撮影条件

国営明石海峡公園（以下「公園」）において写真又は映画等を営利目的や会費等を徴収して撮影する場合は、都市公園法第12条第1項「行為の許可」の規定により、公園管理者の許可を受けることになります。

撮影の際には、都市公園法第12条第1項の許可条件のほか、以下の撮影条件を遵守していただくことになります。

### 撮影条件

撮影条件を確認されたら  
同意・確認欄にチェック✓して下さい

- |  | 同意・確認欄                   |
|--|--------------------------|
| 1. 撮影内容や設定が、公序良俗に反しないものであり、当公園のイメージを著しく損なわないものであること。                       | <input type="checkbox"/> |
| 2. 撮影セット等の工作物を設けて、公園を占用し撮影するときは、都市公園法第6条第1項「都市公園の占用の許可」の規定による申請が別途必要となります。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 撮影時間は、原則として開園時間内とします。ただし開園時間外の場合は、明石海峡公園管理センターと協議するものとします。              | <input type="checkbox"/> |
| 4. 撮影開始前に撮影場所、安全確保について明石海峡公園管理センター立ち会いのもと確認すること。                           | <input type="checkbox"/> |
| 5. 特定の一般利用者を撮影する場合は、相手方に事前に告知し、了承を得ること。                                    | <input type="checkbox"/> |
| 6. 撮影に関し現場周辺の住民に支障が発生すると予想される場合は、地域住民へ事前説明を行うこと。                           | <input type="checkbox"/> |
| 7. 撮影した作品を可能な限り電子媒体で国営明石海峡公園事務所に提供すること。                                    | <input type="checkbox"/> |
| 8. 撮影した作品の公開、放映等に当たっては、可能な限り撮影協力として公園名「国営明石海峡公園」を表示すること。                   | <input type="checkbox"/> |
| 9. 撮影した作品、番組等は、公園の利用実績として国営明石海峡公園事務所が管理するホームページ、パンフレット等にて紹介することに同意すること。    | <input type="checkbox"/> |

以上

以上の撮影条件を遵守し、申請します。

令和 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_